

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第2号

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、<u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務<u>及び市又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p>

住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

5 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	番号	事務
(略)	(略)	(略)
市長	7	飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
市長	8	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
市長	9	予防接種法(昭和23年法律第68号)によらない予防接種(市が費用助成を行うものに限る。)に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	10	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

4 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	番号	事務
(略)	(略)	(略)
市長	7	飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	8	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

教 育	11	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の
委 員		管理に関する事務であって規則で定めるもの
会		

別表第2(第4条関係)

機関	番号	事務	特定個人情報
市長	1	飯塚市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給

別表第2(第4条関係)

機関	番号	事務	特定個人情報
市長	1	飯塚市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給

に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の

に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給

			支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの				付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
市長	2	飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>児童扶養手当法</u> (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	市長	2	飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は <u>児童扶養手当法</u> (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
市長	3	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係	市長	3	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係

重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する

重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)、医療保険給付関係情報 又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する

			情報又は住登外者宛名 情報であって規則で定 めるもの
市長	4	私立幼稚園の就園奨励に関 する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報又は住登外者 宛名情報であって規則 で定めるもの
市長	5	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律に基づく地域生活 支援事業の実施に関する事 務であって規則で定めるも の	住民票関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報、生活保護関係 情報、 <u>外国人生活保護関</u> 係情報又は住登外者宛 名情報であって規則で 定めるもの
市長	6	生活に困窮する外国人に対 する生活保護の措置であっ て規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報、児童手当関係 情報、生活保護関係情 報、外国人生活保護関係 情報、医療保険給付関係 情報、障がい者関係情 報、児童扶養手当関係情

			する情報であって規則 で定めるもの
市長	4	私立幼稚園の就園奨励に関 する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報又は <u>地</u> <u>方税</u> 関係情報であって 規則で定めるもの
市長	5	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律に基づく地域生活 支援事業の実施に関する事 務であって規則で定めるも の	住民票関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報、生活保護関係 情報又は <u>外国人生活保</u> <u>護</u> 関係情報であって規 則で定めるもの
市長	6	生活に困窮する外国人に対 する生活保護の措置であっ て規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税</u> 関係情報、児童手当関係 情報、生活保護関係情 報、外国人生活保護関係 情報、医療保険給付関係 情報、障がい者関係情 報、児童扶養手当関係情

報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関
する法律(平成6年法律
第30号)による中国残留
邦人等支援給付等の支
給に関する情報、介護保
険法(平成9年法律第123
号)による保険給付の支
給、地域支援事業の実施
若しくは保険料の徴収
に関する情報、障がい者
の日常生活及び社会生
活を総合的に支援する
ための法律による自立
支援給付の支給若しく
は地域生活支援事業の
実施に関する情報、飯塚
市子ども医療費の支給
に関する条例による子

びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関
する法律(平成6年法律
第30号)による中国残留
邦人等支援給付等の支
給に関する情報、介護保
険法(平成9年法律第123
号)による保険給付の支
給、地域支援事業の実施
若しくは保険料の徴収
に関する情報、障がい者
の日常生活及び社会生
活を総合的に支援する
ための法律による自立
支援給付の支給若しく
は地域生活支援事業の
実施に関する情報、飯塚
市子ども医療費の支給
に関する条例による子

			<p>ども医療費の支給に関する情報、飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する情報、<u>飯塚市市営住宅条例</u>に規定する市営住宅の管理に関する情報又は<u>住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの</p>				<p>ども医療費の支給に関する情報、飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する情報又は<u>飯塚市市営住宅条例</u>に規定する市営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
市長	7	飯塚市市営住宅条例に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、<u>外国人生活保護関係情報</u>、<u>障がい者関係情報</u>又は<u>住登外者宛名情報</u></p>	市長	7	飯塚市市営住宅条例に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、<u>外国人生活保護関係情報</u>又は<u>障がい者関係情報</u>であって規則で</p>

			報であって規則で定めるもの
市長	8	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	9	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	10	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	11	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方	外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報

			定めるもの
市長	8	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	9	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	10	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	11	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方	外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で

		税の賦課徴収に関する事務	報であって規則で定め るもの
市長	12	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	13	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	14	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	15	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定め

		税の賦課徴収に関する事務	定めるもの
		であって規則で定めるもの	
市長	12	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	13	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	14	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	15	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		もの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	るもの
市長	16	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	17	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	18	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	19	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報

		もの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
市長	16	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
市長	17	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	18	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	19	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
市長	20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	21	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	るもの
市長	20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	21	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

市長	22	予防接種法によらない予防	住民票関係情報又は住
		接種(市が費用助成を行うも	登外者宛名情報であっ
		のに限る。)に係る費用の助	て規則で定めるもの
		成に関する事務であって規	
		則で定めるもの	

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	番号	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市長	3	生活に困窮する外国人に 対する生活保護の措置で あって規則で定めるもの	教育委員 会	学校保健安全法によ る医療に要する費用 についての援助に関 する情報であって規 則で定めるもの
市長	4	住登外者宛名番号管理機 能による住登外者の情報 の管理に関する事務であ って規則で定めるもの	教育委員 会	住登外者宛名情報で あって規則で定める もの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	番号	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市長	3	生活に困窮する外国人に 対する生活保護の措置で あって規則で定めるもの	教育委員 会	学校保健安全法によ る医療に要する費用 についての援助に関 する情報であって規 則で定めるもの

教 育 委 員 会	5	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教 育 委 員 会	6	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教 育 委 員 会	7	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

教 育 委 員 会	4	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教 育 委 員 会	5	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2市長の部21の款の次に1款を加える改正規定は令和8年6月1日から施行する。